

下野市職員等の公益通報に関する要綱の概要

1 要綱改正の経緯

職員等（労働者）が、国、地方公共団体又は事業者の不祥事に係る不正の事実を通報することは、いわゆる内部告発として、早期是正及び不祥事の防止に一定の効果がありますが、通報したことによる職員等（労働者）の解雇等、不利益な取扱いをされるおそれがあり、通報をすることは困難な状況がありました。

そのため、正しい通報をしたことを理由とした解雇等の不利益な取扱いを禁止した、公益通報者保護法が平成16年に制定されましたが、法施行後も不祥事が後を絶たないことから、不正の是正及び通報をより行いやすくするために、令和2年に法改正が行われ、令和4年6月1日から施行されることになりました。

この法改正に対応するため、市の要綱を全部改正するものです。

2 主な規定内容

(1) 目的

公益通報とは、職員等が、市及び職員等による違法・不正な行為等（通報対象事実）の是正を図るために行う、通報対応責任者等（通報対象事実に対応し、是正等することができる者）への通報です。

公益通報者の保護とは、公益通報をした職員等に対して不利益な取扱いが行われないようにすることです。

この要綱は、市が、職員等からの公益通報に、より適切かつ有効に対応し、公益通報者の保護を図ることで、市及び事業者のコンプライアンスの推進に資することを目的として定めたものです。

(2) 要綱の対象となる者等

公益通報者は、現に職員等である者のほか、退職後（業務、派遣労働終了後）1年以内の者も含まれます。ただし、退任した役員は、公益通報者に含まれません。

また、職員等には、いわゆる職員のほか、会計年度任用職員、非常勤職員、市の事務事業の受託者、指定管理者、派遣業務の事業者、役員及

び従業員などを含みます。

役員が公益通報者として保護されるには、事業者内部での調査是正措置の前置や真実相当性（通報対象事実について、単なる憶測や伝聞等ではなく、通報内容を裏付ける内部資料等がある場合や信用性の高い供述がある場合など、相当の根拠がある場合をいう）が必要です。

（3） 通報対象

公益通報は、職員等が、市又は職員等について通報対象事実が生じている旨を通報対応責任者等に通報することにより行います。

通報対象事実とは「市の事務事業に関する事項又は市が処分、勧告等をする権限を有する事項において、法令違反等の事実が生じ、又はまさに生じようとしている」ことをいいます。また「まさに生じようとしている」とは、通報対象事実の発生が切迫し、その蓋然性が高いことをいいますが、必ずしも発生する直前のみをいうわけではありません。

通報の対象は以下のとおりです。

- （ア） 法律、条例、規則、要綱等に違反している事実がある場合
- （イ） 市民の生命、身体、財産その他の利益を害する、又は公正な競争の確保その他の市民生活に重大な影響を与えることをしている事実がある場合
- （ウ） 市民全体の公共の利益又は市政に対する信頼を著しく損なうことをしている事実がある場合

なお、自らの人事上の処遇、給与、勤務時間その他の勤務条件に係る事項は、通報対象事実には該当しません。

（4） 公益通報受付相談窓口の設置

部署間横断的に、通報の受付及び相談に対応する窓口として、公益通報受付窓口を置き、本市では、総務人事課に置くこととしています。

公益通報者、相談者等が誰であるか認識することができる事項（通報者等を特定させる事項）は、通報対応責任者及び通報窓口担当者にのみ伝達されることになっています（例外あり）。

(6) 公益通報の受付

公益通報は、電話、電子メール、FAX、郵送又は面談の方法によります。また、通報窓口は、匿名でも利用できます。

公益通報は、通報窓口のほか、上司（職制上の上司に限らない）にもできます。なお上司とは、直属の上司であることを要しません。また、通報を受けた上司は自ら行える範囲において必要に応じて調査等を行うことができます。

(7) 公益通報の処理

公益通報への対応を適切に行うためには、通報対象事実の正確な把握が必要であり、通報窓口担当者が通報者に対して、聴取及び資料の提供を求めることができることとしています。

通報対応責任者は、報告を受けたときは調査の必要性を検討し、正当な理由がある場合を除き、速やかに必要な調査を実施する義務があります。また、職員等は正当な理由がない限り、調査に協力する義務があります。

通報対応責任者は、調査結果を遅滞なく公益通報者に通知する義務があります。

(8) 是正措置等

通報対応責任者は、調査の結果、通報対象事実があると認めるときは、是正措置等を講じる義務があります。また、是正措置等をとった後に、遅滞なくその内容を通報対応責任者に通知する義務があります。

さらに、通報対応責任者は、報告後の適切な時期に是正措置等が十分に機能しているか確認し、是正措置等の実効性を確保します。

(9) 公益通報者の保護

公益通報をしたこと、又は調査に協力したことを理由として、人事上等の不利益処分又は不利益な取扱いを行うことを禁止しています。

また、不利益な取扱いを受けた場合には、通報窓口はその旨を申し出ることができます。

通報対応責任者は、不利益な取扱いが行われていないか確認する等の通報者保護に係るフォローアップを行います。また、不利益な取扱いが認められる場合は救済・回復の措置をとります。

(10) 公表

公益通報の実績は、毎年、市ホームページに公表しています。

(11) 外部の労働者等からの通報

「職員等」は、あくまで市内部及び市の事務事業に関わる者に限定されます。市が処分又は勧告等をする権限を有する事務事業において、職員等に含まれない外部の労働者等からの通報があった場合についても、職員等の公益通報に準じて取扱います。

(12) 市民等からの通報

職員等又は外部の労働者等からの通報以外に、市民等から通報等があった場合は、職員等の公益通報に準じて取扱います。

(13) 施行期日

この告示は、公布の日から施行し、令和4年6月1日から適用します。